

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和4年3月23日（水）10時10分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
知見主任安全審査官、久川係員、高木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）からの分割申請として、令和4年3月22日付けで補正申請のあった実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 原子力規制庁からのコメントへの回答
  - ✓ 1/2Ss450 ガルの地震動に対する原子炉建屋の応答について
    - ◇ 2号機原子炉建屋における最大応答加速度及び耐震壁の最大せん断歪みについて、従来の Ss600 ガルの地震動に対する評価結果よりも、1/2Ss450 ガルの地震動に対する評価結果が小さくなることを確認した。
  - ✓ 換気設備に係る運転員操作に対する設計上の考慮
    - ◇ 換気設備の操作に対して、ダブルアクション若しくはスイッチカバー設置により誤操作を防止する設計とする。
- サブドレン No. 21 ピット（以下「No. 21 ピット」という。）の移設の概要
  - ✓ 移設の概要と目的
  - ✓ 移設後の設備の概要
  - ✓ 既認可からの変更箇所
  - ✓ 「措置を講ずべき事項」への適合性
  - ✓ 移設に伴う水質の確認について
    - ◇ No. 21 ピットの移設に当たり、移設先のピットは新規に掘削することから、震災によるフォールアウトの影響を受けている可能性は低く、主要4核種（Cs-134、Cs-137、Sr-90 及びトリチウム）を確認することにより移設可否の判断を行う予定である。
  - ✓ 移設前後の運用・使用前検査について

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメント等を伝えた。

- No. 21 ピットの移設の概要
  - ✓ No. 21 ピット掘削後の地下水の水質について、主要4核種の分析結果により移設可否を判断していることから、当該分析結果が得られ次第、説明すること。

## 6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第32回）
- ✓ 燃料取り出し用構台 補足説明資料
- 【参考】2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について